

千葉市中央区選挙管理委員会告示第9号

令和4年7月10日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 増田昌彦

| 場 所              | 繰り下げる時間 | 開く時刻     |
|------------------|---------|----------|
| そごう千葉店地下1階まつりの広場 | 1時間30分  | 午前10時00分 |